

空き家 お困りでは ありませんか？

＼空き家の管理は所有者等の責任です／

③ 空き家を放置すると…

損害賠償のおそれ



塀の倒壊、屋根瓦の落下、倒木などにより周辺家屋や通行人などに被害を及ぼした場合、所有者等は損害賠償責任を問われることもあります。

改修、修繕費が増大するおそれ



人が住んでいない住宅は傷みが早く、活用する際に改修や修繕、雑草の除去や害虫駆除等に多額の費用が掛かってしまいます。

ご近所トラブル



手入れがされていない樹木が隣家の敷地内まで伸びてしまったり、捨てられたゴミが悪臭を放ってしまうなど(防犯上の危険性も高まり)ご近所トラブルにつながります。

空き家等でご近所や周辺に迷惑をかけないためには、定期的な点検と補修が必要です。遠方に住んでいたり、高齢であるなどご自身で管理をすることが難しい場合は、南アルプス市宅建協会や南アルプス市シルバー人材センター(目視点検、草取り、庭木の剪定)等の管理代行サービス(有料)などもご利用いただけます。

＼専門家に相談してみませんか／

④ 空き家無料相談会

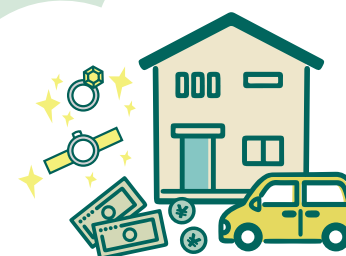
土地・建物の相続、賃貸、売却、解体などのお悩みについて、専門家に相談することが問題解決の糸口につながります。空き家無料相談会では、司法書士と宅地建物取引士があなたと一緒に考えてくれます。市内会場で年間4回程、定期的を実施しております。開催日等の詳細につきましては、お問合せください。

解体の際に活用できる補助金制度(10万円)もございます。

**③④ 空き家の管理や解体、無料相談会については、
管理住宅課までご連絡ください。**

お問合せ先

南アルプス市役所 管理住宅課 建築指導担当
〒400-0395 山梨県南アルプス市小笠原376
TEL:055-282-6397 Mail:kenchiku@city.minami-alps.lg.jp



土地や家屋を
売りたい



片付けの費用が
心配



古い家を解体するための
補助はある？

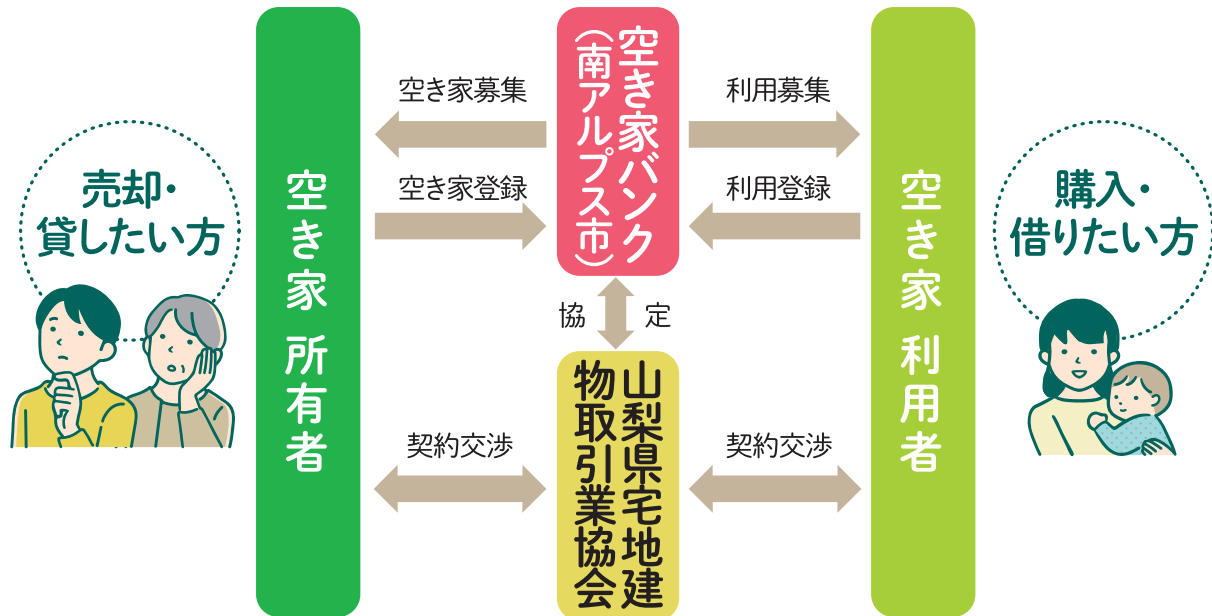


遠方にある空き家を
貸し出したい

その空き家、活用しませんか／

① 南アルプス市空き家バンク

空き家バンクは、「売りたい・貸したい」という所有者と「買いたい・借りたい」という利用者との橋渡しを行い、**空き家の有効活用**を通じて南アルプス市への移住・定住を応援する制度です。



空き家バンクのあれこれ／

| | デメリット | メリット |
|----|--|---|
| 売却 | <ul style="list-style-type: none"> ●家を手放すことになる ●売却にかかる費用が必要 | <ul style="list-style-type: none"> ●現金化して資産を分配できる! ●次の住まいや施設入居の費用などを捻出できる! ●管理の費用や、手間がかからない! |
| 賃貸 | <ul style="list-style-type: none"> ●賃借人が見つからないなどのリスクがある ●管理の費用や手間がかかる | <ul style="list-style-type: none"> ●売却せずに済む! ●長期にわたって収益が期待できる! ●借主が空き家を管理してくれる! |
| 管理 | <ul style="list-style-type: none"> ●固定資産税等の維持費や手間がかかる ●時間の経過とともに家の価値が下がる | <ul style="list-style-type: none"> ●時間をかけて利活用の方針を検討できる! |

※接道や立地などの条件によって売却額が下がったり、売却できない場合があります。

ご自身の状況に合わせて空き家バンクをご検討ください。

その空き家、改修しませんか／

② 空き家バンク支援一覧


南アルプス市では、空き家の所有者・成約者(買主・借主)の方に
ご利用いただける支援制度をご用意しています。

| 補助対象事業 | 補助対象経費 | 補助金の額 | |
|---------|--|--|----------------|
| 空き家改修事業 | 台所、浴室、便所、洗面所、内装、屋根、外壁及び下水道設備等の改修その他住宅の機能向上のために行う修繕及び設備改善に要する経費 | 補助対象経費の2分の1以内の額(1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。 | 100万円 (限度額) |
| 空き家片付事業 | 片付けに要する消耗品、燃料費、手数料、委託料、車両借上料及びハウスクリーニング料 産業廃棄物の処理費用は除く | 補助対象経費の2分の1以内の額(1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。 | 10万円 (限度額) |

- ・補助金の交付の決定を受けた日の属する年度と同一の年度内に完了する事業とする
- ・売買契約日または賃貸借契約日から3年を経過していない方
- ・5年以上定住する方、または5年以上物件登録する方

① 空き家バンク ② 支援制度については
ふるさと振興課までご連絡ください。

お問合せ先

南アルプス市役所 ふるさと振興課 移住・定住担当
〒400-0395 山梨県南アルプス市小笠原376
TEL:055-282-6073 Mail:furusato@city.minami-alps.lg.jp
南アルプス市ホームページ [南アルプス市 移住](#) 検索 
<https://www.city.minami-alps.yamanashi.jp/iju/>